東京大学医学部附属病院諸料金規程

昭和５０年５月１日
制定
沿革

（趣旨）

第１条　東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規程によるものとする。

（料金）

第２条　本院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）の別表第１医科診療報酬点数表及び別表第２歯科診療報酬点数表に定める点数に 10 円（公的医療保険（日本国のものを指す。以下同じ。）に加入していない者（生活保護受給者を除く。）については、30 円）を乗じて得た額（ただし、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に 100 分の 110 を乗じて得た額）とする。

(1)　特別床使用料

グラン A　普通室の料金に 1 日につき 231,000 円(210,000 円)を加算する。
グラン B　普通室の料金に 1 日につき 105,600 円(96,000 円)を加算する。
グラン C　普通室の料金に 1 日につき 94,600 円(86,000 円)を加算する。
グラン D　普通室の料金に 1 日につき 82,500 円(75,000 円)を加算する。
グラン E　普通室の料金に 1 日につき 60,500 円(55,000 円)を加算する。
グラン F　普通室の料金に 1 日につき 60,500 円(55,000 円)を加算する。
グラン G　普通室の料金に 1 日につき 55,000 円(50,000 円)を加算する。
特別床 H　普通室の料金に 1 日につき 25,850 円(23,500 円)を加算する。
特別床 I　普通室の料金に 1 日につき 5,500 円(5,000 円)を加算する。
特別床 J　普通室の料金に 1 日につき 36,850 円(33,500 円)を加算する。
特別床 K　普通室の料金に 1 日につき 11,000 円(10,000 円)を加算する。
特別床 L　普通室の料金に 1 日につき 5,500 円(5,000 円)を加算する。

注　消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合については括弧内の料金とする。

入院日又は退院日については、入院又は退院の時刻にかかわらず 1 日分の料金とする。

転室した日の特別床使用料は、転入した室の料金とする。

なお、入院時医学管理料は、別途算定する。

(2)　分娩介助料

区分	分娩終了時刻	料金
平日	午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間	460,000 円
診療時間外及び土曜日、休日	午後 5 時（土曜日、休日にあっては午前 8 時 30 分）から午後 10 時までの間及び午前 6 時から午前 8 時 30 分までの間	540,000 円
深夜	午後 10 時から午前 6 時までの間	560,000 円

注　1児を超えるときは1児増すごとに上記の額にそれぞれ百分の八十相当額を加算する。

(3)　新生児管理保育料　1日につき　11,500円

(4)　新生児聴覚スクリーニング検査料　1回につき　10,800円

(5)　サイトメガロウイルスろ紙尿PCR検査料　1回につき　5,500円

(6)　拡大新生児スクリーニング検査（入院）　1回につき　6,600円
　　拡大新生児スクリーニング検査（外来）　1回につき　9,900円

(7)　新生児用紙おむつ使用料　1日当たり　330円
　　乳幼児用おむつ使用料　1日当たり　330円
　　成人用紙おむつ使用料　1日当たり　330円

(8)　薬剤容器料　1個　110円（100円）
　　消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(9)　妊産婦保健指導料（母親学級）　1回につき　2,200円
　　妊産婦保健指導料（両親学級）　1回につき　5,500円
　　（母乳外来）　褥婦1回につき　3,300円
　　妊産婦保健指導料（母乳育児クラス）　1回につき　1,100円

(10)　妊産婦健康診査料　1回につき　3,790円

(11)　助産外来指導料　1回につき　4,990円

(12)　マタニティ・ヨガ　1回につき　1,530円

(13)　胎児超音波検査
　　イ　胎児超音波検査　妊婦検診の度　1,200円
　　ロ　胎児超音波検査（中期精密）妊婦初期・中期に1回　7,500円
　　二　リアルタイム三次元胎児超音波検査　1回につき2,100円

(14)　産褥超音波検査料　1回につき　1,200円

(15)　育児相談料　1回につき　3,460円
　　育児支援指導料　1回につき　4,180円

(16)　分娩相談料（無痛分娩クラス）　1回につき　2,200円

(17)　無痛分娩麻酔管理料

麻酔時間	全ての時間帯で同一料金
10時間以内	120,000円
10時間超	150,000円

注　麻酔効果が出現する前に分娩または帝王切開が決定し、薬剤投与を中止した場合（薬剤投与を行わなかった場合を含む）は、処置料として50,000円のみ算定する。

(18)　分娩に関わる薬剤
　　プロウペス膣用剤10ｍｇ　1個　25,300円

(19)　合併症妊娠相談料
　　（初回）　12,400円
　　（2回目以降）　1回につき 3,800円

(20)　不育症相談料　1回につき　5,910円

(21)　不妊相談料　1 回につき　3,300 円
(22)　超音波検査（不妊治療）　1 回につき　1,320 円
(23)　G-CSF 子宮内局所投与　1 回につき　40,740 円
(24)　マイコプラズマ同定検査料　1 回につき　5,500 円
(25)　トキソプラズマ IgG　Avidity 検査　1 回につき　36,960 円
(26)　子宮内フローラ検査（初回）　45,100 円
　　（2 回目以降）　34,100 円
(27)　β2GPI/HLA-DR（ネオセルフ）抗体検査　1 回につき　29,260 円
(28)　子宮内膜受容能検査（ERA）関連検査料
子宮内膜受容能検査（ERA）
（初回）　132,000 円
（2 回目以降）　1 回につき　110,000 円
子宮内細菌叢検査（EMMA）　1 回につき　55,000 円
子宮内細菌叢検査（ALICE）　1 回につき　44,000 円
ERA、EMMA、ALICE 検査（同時に行う場合）　1 回につき　165,000 円
(29)　予防接種料金
乾燥弱毒生麻疹ワクチン　1 回につき　4,420 円
乾燥弱毒生風疹ワクチン　1 回につき　4,420 円
沈降破傷風トキソイド　1 回につき　1,690 円
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド　0.1　1 回につき　2,860 円
（〃　0.5）　1 回につき　8,580 円
三種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風）ワクチン　1 回につき　4,390 円
23 価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス NP）　1 回につき　7,260 円
13 価肺炎球菌ワクチン（プレベナー13）　1 回につき　12,100 円
15 価肺炎球菌ワクチン（バクニュバンス）　1 回につき　11,440 円
乾燥弱毒生水痘ワクチン　1 回につき　6,360 円
組換え沈降 B 型肝炎ワクチン
（ヘプタバックス―〔2〕　0.5）　1 回につき　4,550 円
（〃　0.25）　1 回につき　4,080 円
ビームゲン注　0.5　1 回につき　4,070 円
（〃　0.25）　1 回につき　3,850 円
インフルエンザワクチン　1 回につき　5,810 円
乾燥組織培養不活化 A 型肝炎ワクチン（エイムゲン）　1 回につき　6,580 円
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン　1 回につき　4,420 円
乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチン　1 回につき　7,250 円
日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養ワクチン）　1 回につき　9,140 円
ディスポ乾燥 BCG ワクチン　1 回につき　5,890 円
インフルエンザ菌 b 型（Hib）小児用ワクチン　1 回につき　7,700 円
２価・４価ヒトパピローマウイルスワクチン（サーバリックス・ガーダシル）

１回につき　18,700 円
９価ヒトパピローマウイルスワクチン（シルガード９）１回につき 28,600 円
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン　１回につき　16,500 円
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン
１回につき　8,460 円
4 価髄膜炎菌ワクチン（メンクアッドフィ）　１回につき　25,850 円
シングリックス筋注用　0.5ｍL　１回につき　22,000 円
エバシェルド筋注セット　１回につき　3,100 円

(30)　子宮内避妊処置料
器具挿入料　１回につき　27,500 円
器具挿入料（レボノルゲストレルを使用したもの）　１回につき　88,000 円
器具抜去料　１回につき　14,300 円
（麻酔及び注射等により挿入、抜去した場合の費用は別途算定する。）

(31)　体外受精料
卵採取　１回につき　154,000 円
採卵時に排卵済みで採卵しなかった場合の準備にかかる料金（1 回につき）　16,500 円
媒精＋培養　１回につき　110,000 円
顕微授精＋媒精＋培養　1～9 個　198,000 円
顕微授精＋媒精＋培養　10～19 個　209,000 円
顕微授精＋媒精＋培養　20 個以上　220,000 円
タイムラプス撮像法を用いた培養（1 回につき）　40,700 円
胚盤胞までの培養（1 回につき）　33,000 円
ＩＶＭ（未熟卵体外成熟）培養液（1 回につき）　66,000 円
着床前胚染色体異数性検査/着床前胚染色体構造異常検査
胚 1－2 個の場合、1 個あたり 110,000 円
胚 3－9 個の場合、1 個あたり 104,500 円
胚 10 個以上の場合、1 個あたり 99,000 円
検査結果が判定不能な場合、1 個あたり 44,000 円
卵子・胚凍結保存（1 年間、2 個まで）　55,000 円
（1 年間、4 個まで）　77,000 円
（1 年間、9 個まで）　110,000 円
（1 年間、10 個以上）　143,000 円
卵子・胚凍結保存延長（1 年間につき）　33,000 円
卵巣組織・卵子凍結保存（1 年間）　141,000 円
卵巣組織・卵子凍結保存延長（1 年間につき）　38,500 円
精子凍結保存（1 年間）　22,000 円
精子凍結保存延長（1 年につき）　22,000 円
凍結胚融解　１回につき　55,000 円
凍結胚融解（5 個以上）　77,000 円

凍結胚再凍結　　27,500 円
凍結精子融解（1 回につき）　3,300 円
胚移植(着床補助剤＋胚孵化補助料込）1 回につき　99,000 円
子宮内膜刺激術（SEET 法）
培養液凍結（1 回につき）　5,500 円
培養液注入（融解代を含む）（1 回につき）　16,500 円
着床補助剤（GM-CSF）　1 回につき　44,000 円
胚孵化法（AHA）　1 回につき　16,450 円
ルティナス膣錠　1 個当り　550 円
ウトロゲスタン膣用カプセル　1 錠当り　550 円
セトロタイド注射（0.25mg）　9,350 円
ガニレスト皮下注（0.25mg）　9,350 円

(32) 選択通水術　片側　33,000 円
両側　41,800 円

(33) 絨毛穿刺　1 回につき　19,800 円

(34) 検査採血料
先天性代謝異常検査
（ガスリー法）採血料　1 回につき　3,300 円
卵巣予備能評価
AMH（抗ミュラー管ホルモン）測定　1 回につき　5,890 円

(35) 母体血を用いた出生前遺伝子学的検査料（NIPT）　1 回につき　198,000 円

(36) 母体血清マーカー検査（クアトロテスト TM）　1 回につき　18,300 円

(37) 羊水検査
RapidFISH 付羊水染色体分析　1 回につき　80,040 円
22q11.2 欠失症候群 FISH 法検査＋RapidFISH 付羊水染色体分析
1 回につき　125,400 円
羊水αフェトプロテイン（AFAFP）検査　1 回につき　14,040 円
羊水アセチルコリンエステラーゼ検査　1 回につき　14,040 円
サイトメガロウイルス羊水 PCR 検査　1 回につき　58,300 円
トキソプラズマ羊水 PCR 検査　1 回につき　73,700 円
<オプション>
MutSeq（1 箇所）（母体血混入試験併施）　1 回につき　67,760 円
MutSeq（2 箇所）（母体血混入試験併施）　1 回につき　84,260 円
MutSeq（3 箇所）（母体血混入試験併施）　1 回につき　100,760 円

(38) 絨毛検査
RapidFISH 付絨毛染色体分析　1 回につき　98,520 円
22q11.2 欠失症候群 FISH 法検査＋RapidFISH 付絨毛染色体分析
1 回につき　141,900 円
℠SNP マイクロアレイ　1 回につき　175,520 円

流死産絨毛・胎児組織（POC）染色体分析　1 回につき　87,520 円
流死産絨毛・胎児組織（POC）Reveal℠SNP マイクロアレイ　1 回につき　120,520 円
Rapid FISH 付　出生前 SNP マイクロアレイ（直接法）　1 回につき　168,040 円
出生前 SNP マイクロアレイ（直接法）＋RapidFISH 付＋染色体分析（5 細胞）
1 回につき　206,540 円
<オプション>
MutSeq（1 箇所）（母体血混入試験併施）　1 回につき　67,760 円
MutSeq（2 箇所）（母体血混入試験併施）　1 回につき　84,260 円
MutSeq（3 箇所）（母体血混入試験併施）　1 回につき　100,760 円

(39)　遺伝診察/カウンセリング料
初回　　30 分まで
（出生前診断に関して他院にてカウンセリング実施済の場合に限る）　8,030 円
初回　　60 分まで　　12,940 円
初回　　60 分以降 30 分ごとに　4,910 円
2 回目以降　30 分まで　　3,870 円
2 回目以降　30 分以降 30 分ごとに　3,090 円

(40)　がん遺伝子検査
がんゲノム外来　受診料　60 分につき　33,000 円
オンラインがんゲノム外来　受診料　60 分につき　44,000 円
がん遺伝子パネル検査「ＮＣＣオンコパネル」遺伝子解析データ提供料　36,300 円
早期浸潤性乳がんの術後再発予測のための遺伝子解析　検査料　1 回につき　440,000 円
がん遺伝子パネル検査「Todai OncoPanel」検査料
検査が完遂できた場合　913,000 円
検体の品質・量により解析不能となった場合　148,500 円
Todai OncoPanel 等ゲノム解析用検体搬送料　14,300 円

(41)　腫瘍関連遺伝子検査料
HBOC　スクリーニング　1 回につき　170,500 円
クイック　HBOC　1 回につき　247,500 円
BRCA MLPA　1 回につき　38,500 円
MMR スクリーニング　1 回につき　126,500 円
MLH1／MSH2　MLPA　1 回につき 38,500 円
追加 MLH1／MSH2　MLPA　1 回につき 27,500 円
APC スクリーニング　1 回につき　93,500 円
APC　MLPA　1 回につき　38,500 円
MEN1　MLPA　1 回につき　38,500 円
MEN2 スクリーニング　1 回につき　49,500 円
TP53 スクリーニング　1 回につき　93,500 円
TP53　MLPA　1 回につき　38,500 円
PTEN スクリーニング　1 回につき　93,500 円

PTEN　MLPA　1 回につき　38,500 円
RET スクリーニング　1 回につき　49,500 円
RB1 スクリーニング　1 回につき　55,000 円
CancerNEXT（遺伝性腫瘍関連 34 遺伝子)1 回につき　390,060 円
OvaNEXT（婦人科がん関連 25 遺伝子）1 回につき　325,160 円
BreastNEXT（乳がん関連 17 遺伝子）1 回につき　289,960 円
GYNplus（卵巣がん及び子宮体がん関連 13 遺伝子）1 回につき　272,360 円
ColoNext（結腸・直腸がん、あるいはリンチ症候群、家族性大腸ポリポーシス関連 17 遺伝子）1 回につき 289,960 円
ProstateNext（前立腺がん関連 14 遺伝子）1 回につき 276,760 円
PancNext（すい臓がん関連 13 遺伝子）1 回につき 272,360 円
BrainTumorNext（脳腫瘍、関連する小脳・延髄・脊髄の血管芽細胞関連 27 遺伝子）1 回につき　333,960 円
MelanomaNext（多発性原発性メラノーマやメラノーマを伴うすい臓がん、腎臓がん関連 8 遺伝子）1 回につき　250,360 円
RenalNext（腎臓がん関連 19 遺伝子）1 回につき　298,760 円
CancerNext-Expanded（67 遺伝子）1 回につき　591,360 円
褐色細胞腫・パラガングリオーマ遺伝子検査　1 回につき　51,260 円
遺伝性多発性骨軟骨腫遺伝子検査　1 回につき　40,260 円
ACTRisk（67 遺伝子）1 回につき　331,760 円（注）
ACTRisk Care（31 遺伝子）1 回につき　232,760 円（注）
CustomNEXT-Cancer（1～5 遺伝子を選択）1 回につき　232,760 円
Specific Site Analysis（Ambry）1 回につき　40,260 円
Specific Site Analysis（Other）1 回につき　56,760 円
ACT LGR associate Assay　1 回につき　57,860 円（注）
MLPA BRCA1 Assay（MLPA 法）1 回につき　56,760 円（注）
MLPA BRCA2 Assay（MLPA 法）1 回につき　56,760 円（注）
シングルサイト（ファルコバイオシステムズ）　1 サイト　38,500 円
シングルサイト（ファルコバイオシステムズ）　2 サイト　55,000 円
シングルサイト（ファルコバイオシステムズ）　3 サイト　71,500 円
シングルサイト（Labcorp）MutSeq　1 か所につき　34,940 円
シングルサイト（かずさ DNA 研究所）(1 箇所)1 回につき　15,000 円
シングルサイト（かずさ DNA 研究所）(2 箇所)1 回につき　18,000 円
シングルサイト（かずさ DNA 研究所）(3 箇所)1 回につき　22,000 円
シングルサイト（かずさ DNA 研究所）(4 箇所)1 回につき　25,000 円
シングルサイト（かずさ DNA 研究所）(5 箇所)1 回につき　28,000 円
ACT Associate Assay（サンガー法）1 回につき　34,760 円（注）
ACT Associate Assay（サンガー法 2 座位目以降の追加料金）1 座位につき　18,260 円
上記注の各項目について検体不備による検査不履行となった場合の料金

1 回につき　22,000 円

(42)　難病・遺伝病関連遺伝子検査料

非典型溶血性尿毒症症候群（aHUS）遺伝学的検査　1 回につき　56,650 円

骨形成不全症遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

稀な骨粗鬆症遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

遺伝性低リン血症性くる病遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

遺伝性副甲状腺機能亢進症遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

副腎疾患遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

成長障害遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

性分化疾患遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

性成熟疾患遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

下垂体機能障害遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

糖代謝異常症遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

骨疾患遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

卵巣機能不全症遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

遺伝性副甲状腺機能低下症遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

嚢胞腎遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

結節性硬化症遺伝子検査　1 回につき　60,500 円

神経線維腫症遺伝子検査　1 回につき　45,000 円

sanger 法による単一エクソン解析　1 回につき　22,000 円

sanger 法による単一エクソン解析　追加 1 箇所につき　14,300 円

(43)　耐性変異検査料

HCV　DCV 耐性変異（L31/Y93）測定　1 回につき 16,100 円

HCV　RNA コアジェノタイプ検査+HCV DCV 耐性変異（L31/Y93）測定
1 回につき　20,640 円

(44)　血液型およびその抗体検査

赤血球抗原詳細検査（キメラ・モザイク等診断用フローサイトメトリー）1 回につき　11,000 円

HPA 抗原検査（PCR-SSOP）1 回につき　11,000 円

HNA 抗原検査（PCR-SSP）1 回につき　16,500 円

HPA 不適合診断（母親由来セルフリーDNA を用いた特殊 PCR 法による DNA タイピング）
1 回につき　16,500 円

HPA 抗体検査（MPHA、PIFT、MAIPA）1 回につき　44,000 円

HNA 抗体検査（GIFT、MAIGA）1 回につき　55,000 円

(45)　その他抗体検査料

SARS-CoV-2 抗体検査　1 回につき　15,400 円

全身性強皮症関連抗体検査　1 回につき　34,500 円

筋炎関連抗体検査　1 回につき　36,500 円

全身性強皮症・筋炎関連抗体検査　1 回につき　56,300 円

(46)　歯科領域の諸料金　別表 1 ～別表 4 のとおり

(47)　形成外科・美容外科領域の諸料金　別表５のとおり

(48)　特定機能病院の初診及び再診に関する定額負担

紹介状のない初診の場合　13,200 円（12,000 円）

他の医療機関へ紹介を行ったにもかかわらず受診した再診の場合　4,680 円（4,250 円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(49)　診療時間以外の時間における診療に係る特別の料金

緊急の受診の必要性はないが，患者が自己の都合により診察を希望し，受診した場合　11,000 円（10,000 円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(50)　予約に基づく診察（選定療養）の負担額 11,000 円（10,000 円）

臨床心理士による心理療法を併用する診療料　4,400 円（4,000 円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(51)　特別診察室使用料　1 回につき　11,000 円（10,000 円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(52)　治験に係る診療で特定療養費支給対象外となる料金については、第 1 項の本文に規定する料金の額を準用する。

(53)　病衣貸与料　1 日につき　100 円（96 円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(54)　診療録等複写料（電子式複写）　1 枚につき　20 円

診療録等複写料（CD-R）　1 枚につき　5,500 円

(55)　X 線画像情報提供料（CD-R/DVD-R 複写）　1 枚につき　1,100 円

(56)　X 線フィルム複写料　1 枚につき

半切　830 円

大角　690 円

大四ツ切　590 円

四ツ切　490 円

六ツ切　380 円

(57)　レーザー治療料金(皮膚)

治療面積が 1cm2 以下　1 回につき　10,480 円

治療面積が 9cm2 以下　1 回につき　15,820 円

治療面積が 25cm2 以下　1 回につき　22,100 円

治療面積が 100cm2 以下　1 回につき　34,780 円

治療面積が 200cm2 以下　1 回につき　53,950 円

治療面積が 300cm2 以下　1 回につき　73,130 円

治療面積が 400cm2 以下　1 回につき　92,300 円

(58)　入院期間が 180 日を超える入院に係る特定療養費の料金

本院の一般病棟及び通算対象となる入院料を算定するその他の医療機関での厚生労働大臣が別に定める方法により計算した入院期間が通算して 180 日を超える入院（別に厚生労働大臣が定める状態にある患者を除く。）1 日につき、入院基本料の基本点数の 100 分の 15 とする。（点数に 1 点未満の端数があるときは、小数点以下第 1 位を四捨五入する。）

(59)　交通事故等の診療内容に関する照会手数料　30 分につき　5,500 円

自費診療単価(交通事故)　1 点あたり　20 円

(60)　鍼灸治療　1 回につき　7,700 円

(61)　先進医療

抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査　1 回につき　35,000 円

高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術　1 回につき　352,500 円

ゲムシタビン静脈内投与、ナブ-パクリタキセル静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法　腹膜播種を伴う膵臓がん　1 回につき　10,100 円

テモゾロミド用量強化療法　1 コースあたり　3,950 円

ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR 法）1 回につき　28,000 円

細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR 法）1 回につき 27,000 円

マルチプレックス遺伝子パネル検査　進行再発固形がん　1 回につき 25,400 円

子宮内膜刺激術（SEET 法）

培養液凍結　1 回につき 5,500 円

培養液注入（融解代含む）　1 回につき 16,500 円

子宮内膜受容能検査（ERA）

（初回）　132,000 円

（2 回目以降）　1 回につき 110,000 円

子宮内細菌叢検査（EMMA）1 回につき 55,000 円

子宮内細菌叢検査（ALICE）1 回につき 44,000 円

ERA、EMMA、ALICE 検査（同時に行う場合）　1 回につき　165,000 円

子宮内細菌叢検査 2

（初回）　45,100 円

（2 回目以降）　1 回につき 34,100 円

二段階胚移植術　1 回につき 154,000 円

生体肝移植術（切除が不可能な肝門部胆管がん）　1 回につき　2,687,120 円

子宮腺筋症病巣除去術　1 回につき　352,500 円

(62)　患者申出療養

マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療

1 連につき　375,620 円

患者申出療養外来相談料　1 回につき　44,000 円

（健康保険法第 63 条第 4 項等に規定する意見書その他必要な書類を作成する場合を含む）

(63)　選定療養

（制限回数を超えて行う診療）

腫瘍マーカー　α-フェトプロテイン（AFP）　1,270 円

腫瘍マーカー　癌胎児性抗原（CEA）精密測定　1,270 円

(64)　パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにＳ－１内服併用療法

2 回目以降のパクリタキセル経静脈・腹腔内投与 1 回あたり（外来）　38,500 円

審査腹腔鏡、腹腔ポート留置　605,000 円

(65)　セカンドオピニオン外来料　30 分につき　22,000 円

60 分につき　44,000 円

オンラインセカンドオピニオン料金（30 分未満）44,000 円

（30 分越え 60 分まで）（最長 60 分）88,000 円

(66)　形成外科・血管腫硬化療法　11,000 円

(67)　死後処置料　7,810 円

寝巻き（M、L サイズ）　1,880 円

寝巻き（LO サイズ）　2,530 円

新生児用棺

大　　11,000 円

小　　11,000 円

(68)　入院食事料

特別メニュー差額料金　1 食につき　260 円（231 円）

グラン食（和食）　1 食につき　1,490 円（1,350 円）

グラン食（洋食）　1 食につき　1,160 円（1,050 円）

小児付き添い食　1 食につき　946 円（860 円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(69)　保険適用外医薬品

遺伝子組換え卵胞刺激ホルモン　フォリスチム注 75　75 単位／バイアル　4,190 円

(70)　人間ドック（基本検診及びオプション）

<基本検診>

上部消化管内視鏡検査を含む　74,250 円

上部消化管内視鏡検査を含まない　63,250 円

<オプション>

心血管ドック　63,250 円

脳血管ドック　49,500 円

膵がんドック　36,300 円

大腸がん検診　33,000 円

子宮がん検診　12,650 円

乳がん検診　11,000 円

肺がん検診　18,700 円

腫瘍マーカー検診　12,650 円

胃がんリスク検診　8,800 円
上部消化管内視鏡検査（後日実施の場合）　18,700 円
物忘れ検診　4,400 円

(71)　人間ドック（２日間集中コース）
男性　550,000 円
女性　600,000 円

(72)　国際検診
男性　1,100,000 円
女性　1,210,000 円

(73)　角膜クロスリンキング（片眼）　253,000 円
（両眼）　506,000 円
（追加１眼あたり）　165,000 円

(74)　4 倍希釈自己血清点眼液（作成 1 回につき）　16,500 円

(75)　フィブラスト声帯内注射（1 回につき）　51,700 円

(76)　肝胆膵領域手術後（肝移植を含む）の門脈及び静脈ステント留置術
局所麻酔下　660,000 円
全身麻酔下　770,000 円

(77)　ロボット支援下手術
ロボット支援下腹腔鏡下子宮全摘術　1,265,000 円

(78)　腹腔鏡下経腹的子宮頸管縫縮術　1 回につき　786,500 円

(79)　メンタルヘルスに関する家族相談料
初回　60 分以内　18,000 円
初回　60 分を超えた場合、30 分増すごと　3,000 円
2 回目以降　30 分以内　4,000 円
2 回目以降　30 分を越えた場合、30 分増すごと　3,000 円

(80)　リンパ浮腫の複合的治療　1 回につき　7,700 円

(81)　入院セット料（タオル・病衣）1 日当たり　594 円（540 円）
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(82)　アメニティーセット料
一般病棟用　1 セット当たり　760 円（691 円）
集中治療病棟用　1 セット当たり　3,340 円（3,037 円）
<オプション>
携帯用電動髭剃り　1 個　1,620 円（1,473 円）
生理用品（24 枚入り）　1 個　550 円（500 円）
撥水性皮膚保護剤　1 個　1,460 円（1,328 円）
おしり拭き　1 個　440 円（400 円）
泡状皮膚清拭剤　1 個　1,060 円（964 円）
シャンプー　1 個　210 円（191 円）

Box ティッシュ　1 個　120 円（110 円）

不織布ガーゼ　1 個　1,470 円（1,337 円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(83)　オンライン診療における情報通信機器利用料　1 回につき　500 円

(84)　診療券再発行料　220 円

(85)　文書料

	名称	内容	料金（1 通あたり）
イ	診断書料	病院所定の様式による診断書	5,500 円
ロ	死亡診断書料	公務所に提出する死亡診断書又は死体検案書	6,600 円
ハ	保険会社等診断書料	保険会社又は共済組合の様式による診断書	11,000 円
ニ	外国語診断書料	外国語で作成する診断書その他の医学的判断を伴う証明書	11,000 円
ホ	特殊診断書料	イ～ニ以外の医学的判断を伴う診断書・意見書	6,600 円
ヘ	出産等証明書料	出生証明書、妊娠証明書その他の出産に関する証明書	3,300 円
ト	特殊証明書料	イ～ヘ以外の医学的判断を伴う証明書	4,400 円
チ	証明書料	イ～ト以外の証明書	2,200 円

2　社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前項に定めるところによるほか、当該法令又は協定等の定めるところによる。

3　前 2 項の規定にかかわらず同項の規定により難いものについては、個々の診療等の料金徴収の都度、病院長が定める。

（入院預り金及び連帯保証人）

第 3 条　入院をする者（日帰り入院及び次条に定める公的医療保険未加入者に対する生体肝移植を除く。）は、次の各号に掲げる者を除き、入院時に入院預り金を納めるとともに、連帯保証人を立てなければならない。

(1)　「クレジットカードによる入院費用支払保証書」を提出した者

(2)　「入院医療費保証サービス申込書兼契約書」を提出した者

(3)　公費負担医療制度（結核医療を除く。）に基づき受給者に交付される書類を提出した者

(4)　交通事故又は労働災害による傷病に対する診療を受ける者

2　前項の入院預り金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　保険診療　　100,000円

(2)　美容形成　　200,000円

(3)　正常分娩（出産一時金の受給がある者）　200,000円

　　正常分娩（出産一時金の受給がない者）　500,000円

(4)　保険適用外診療（第 2 号及び第 3 号を除く。）　500,000円

3　前項の入院預り金は、退院日または退院日以降の診療等の料金の徴収時に精算する。

4　連帯保証人の極度額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　保険診療　1,000,000円
(2)　美容形成　1,000,000円
(3)　正常分娩　1,000,000円
(4)　保険適用外診療（第２号及び第３号を除く。）1,500,000円

（公的医療保険未加入者の生体肝移植における入院預り金）

第４条　生体肝移植を受ける者が公的医療保険に加入していないときは、生活保護医療券を提出した場合を除き、入院時に入院預り金として一入院につき15,000,000円を納めなければならない。

２　前項の入院預り金は、診療等の料金の確定後（ドナー分含む）に精算する。

（時間外預り金）

第５条　本院が定める営業時間外（次に掲げる時間帯をいう。以下同じ。）に外来診療を受ける者は、「クレジットカード支払申込書（時間外）」を提出した者並びに第３条第１項第３号及び第４号に定める者を除き、受診時に時間外預り金を収めなくてはならない。

(1)　平日の午後5時から翌日午前8時30分
(2)　土曜日、日曜日、祝日
(3)　12月28日午後5時から1月4日午前8時30分

２　時間外預り金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　公的医療保険の被保険者証を提示した者　5,000円
(2)公的医療保険の被保険者証を提示しなかった者　15,000円

３　時間外預り金は、受診日の翌営業日以降に精算する。

（徴収）

第６条　外来患者に係る診療等の料金は、営業時間内の受診については受診日に徴収し、営業時間外の受診については受診日から 10 日以内の営業日に精算する。

２　入院患者に係る診療等の料金は、毎月 1 日から末日までの分を翌月に徴収し、退院時に確定した当月分については退院時に徴収する。

（その他）

第７条　この規程の施行に必要な事項は、別に定める細則による。

附則

この規程は、昭和５７年１０月１日から施行する。ただし、この規程の適用日前に入院した者にかかる第２条第１項ロの分べん介助料については、なお従前どおりとする。

附則

この規則は、平成年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１６年８月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１６年９月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１６年１２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１７年２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１７年３月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１７年５月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１７年９月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１７年１１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１７年１２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１８年１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１８年３月１日から施行する。

附則

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　第２条第１項マの規定については、平成１８年５月１日から適用する。

附則

この規則は、平成１８年５月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１８年６月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１８年７月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１８年９月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１８年１０月４日から施行する。

附則

この規則は、平成１８年１１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１８年１２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１９年１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１９年５月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１９年６月１日から施行する。

附則

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２０年１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２０年２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２０年５月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２０年６月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２０年７月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年１月１９日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年５月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年６月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年７月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年８月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年９月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年１０月２６日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年１１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２１年１２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２２年２月１６日から施行する。

附則

この規則は、平成２２年３月１６日から施行する。

附則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２２年６月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２２年６月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２２年７月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２２年１１月４日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年７月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年８月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年８月９日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年９月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年１０月３日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年１０月２５日から施行する。

附則

この規則は、平成２３年１２月１６日から施行する。

附則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２４年４月９日から施行する。

附則

この規則は、平成２４年４月２３日から施行する。

附則

この規則は、平成２４年６月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２４年９月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２４年１０月９日から施行する。

附則

この規則は、平成２４年１１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２４年１１月１２日から施行する。

附則

この規則は、平成２５年１月１５日から施行する。

附則

この規則は、平成２５年２月２７日から施行する。

附則

この規則は、平成２５年５月２８日から施行する。

附則

この規則は、平成２５年７月２日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成２５年７月１日から適用する。

附則

この規則は、平成２５年８月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２５年７月２３日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成２５年７月１日から適用する。

附則

この規則は、平成２５年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２６年１月６日から施行する。

附則

この規則は、平成２６年１月２７日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第２条第１項第３８号の規定うち、肉眼的腹膜播種陽性または腹水細胞診陽性の胃がん（第Ⅱ相試験）１回につき５,０００円については、平成２５年８月１日から適用し、抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検

査１回につき３５,０００円については、平成２６年１月１日から適用する。

附則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２６年７月２２日から施行する。

附則

この規則は、平成２６年８月１日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成２６年５月１日から適用する。

附則

この規則は、平成２６年９月１日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成２６年６月１日から適用する。

附則

この規則は、平成２６年９月９日から施行する。

附則

この規則は、平成２６年１０月１日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成２６年９月１日から適用する。

附則

この規則は、平成２６年１２月１日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第２条第１項第２号並びに同１２号については、平成２７年１月１日から適用する。

附則

この規則は、平成２７年３月３日から施行する。

附則

この規則は、平成２７年４月１日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第２条第１項第２０号については、平成２７年５月７日から適用する。

附則

この規則は、平成２７年５月１２日から施行する。

附則

この規則は、平成２７年７月８日から施行する。

附則

この規則は、平成２７年８月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２７年９月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２７年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２７年１０月２６日から施行する。

附則

この規則は、平成２７年１１月２日から施行する。

附則

この規則は、平成２８年１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２８年２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２８年３月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２８年８月１日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第２条第１項第１９号及び２０号については、平成２８年７月１２日から適用する。

附則

この規則は、平成２８年９月２６日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第２条第１項第５１号の規定うち、高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術１回につき３５２,５００円については、平成２８年７月１日から適用し、切除支援のための気管支鏡下肺マーキング法１回につき１６,５００円については、平成２８年９月１日から適用する。

附則

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２８年１０月１４日から施行する。

附則

この規則は、平成２８年１１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年３月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年４月１０日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年５月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年６月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年７月４日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年７月２５日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年９月３日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年９月１日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年１０月１０日から施行する。

附則

この規則は、平成２９年１２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年１月５日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年４月３日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年５月１日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年６月１日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年６月８日から施行し、平成３０年２月１日から適用する。

附則

この規則は、平成３０年６月１４日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年８月１日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年９月３日から施行する。

附則

この規則は、平成３０年１０月１６日から施行する。

附則

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附則

この規則は、平成３１年１月２１日から施行する。

附則

この規則は、平成３１年２月１日から施行する。

附則

この規則は、平成３１年２月１２日から施行する。

附則

この規則は、平成３１年４月２日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第２条第１項第２号および１６号については令和元年７月１日からの適用とする。

附則

この規則は、令和元年９月３日から施行する。

附則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

附則

この規則は、令和２年１月１４日から施行する。

附則

この規則は、令和２年１月２１日から施行する。

附則

この規則は、令和２年２月６日から施行する。

附則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この規則は、令和２年４月１４日から施行する。

附則

この規則は、令和２年５月１２日から施行する。ただし、施行日前から継続治療中の者については、なお従前の例による。

附則

この規則は、令和２年６月１日から施行する。

附則

この規則は、令和２年６月３日から施行する。

附則

この規則は、令和２年６月１０日から施行する。

附則

この規則は、令和２年７月１日から施行する。

附則

この規則は、令和２年７月１６日から施行する。

附則

この規則は、令和２年８月１日から施行する。

附則

１　この規則は、令和２年８月４日から施行する。改正後の第２条第１項第７３号の文書料にかかる規定は、令和２年７月１日から適用する。

２　東京大学医学部附属病院諸料金規程施行細則は、廃止する。

附則

この規則は、令和２年８月２１日から施行する。ただし、第２条第１項第２４号、第３７号及び改正後の第６３号の規定並びに同項第５４号の次に１号を加える改正規定については、同年９月１日から施行する。

附則

この規則は、令和２年９月１６日から施行する。ただし、第２条第１項第３８号については、同年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

附則

この規則は、令和３年２月１日から施行する。

附則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和３年５月１１日から施行する。ただし、同月３１日までの間の第２条第１項第２５号「肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス)」におけるニューモバックス NP バイアルの使用については、なお従前の例による。

附則

この規則は、令和３年６月１日から施行する。

附則

この規則は、令和３年６月８日から施行する。

附則

この規則は、令和３年７月１４日から施行する。

附則

この規則は、令和３年７月２０日から施行する。

附則

この規則は、令和３年１０月１２日から施行する。

附則

この規則は、令和３年１１月９日から施行する。

附則

この規程は、令和３年１１月１６日から施行する。ただし、第２条第１項第６号にかかる改正規定については、令和４年１月１日から施行する。

附則

この規則は、令和３年１２月７日から施行する。

附則

この規程は、令和３年１２月２１日から施行する。ただし、第２条第１項第５５号にかかる改正規定については令和４年２月１日から施行する。

附則

この規程は、令和４年４月２６日から施行する。

附則

この規程は、令和４年６月７日から施行する。

附則

この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附則

この規程は、令和４年７月５日から施行する。

附則

この規程は、令和４年７月２６日から施行する。

附則

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附則

この規程は、令和４年１０月１８日から施行する。

附則

この規程は、令和４年１２月６日から施行する。ただし、第２条第１項第７８号にかかる改正規定については令和４年１２月１２日から施行する。

附則

この規程は、令和４年１２月２０日から施行する。

附則

この規程は、令和５年１月１０日から施行する。

附則

この規程は、令和５年３月１日から施行する。ただし、改正後の第２条第１項第７９号にかかる改正規定については令和５年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和５年６月６日から施行する。

附則

この規程は、令和５年６月１３日から施行する。

附則

この規程は、令和５年８月８日から施行する。

附則

この規程は、令和５年１１月１日から施行する。

附則

この規程は、令和５年１１月２１日から施行する。

附則

この規程は、令和５年１２月１９日から施行する。

附則

この規程は、令和５年１２月２６日から施行する。

附則

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和６年４月１６日から施行する。ただし、第２条第１項第６号にかかる改正規定については、令和６年４月１日から適用する。

別表１　保険適用外の料金
別表２　差額徴収の対象となる料金
別表３　特定療養費に係わる金属床総義歯の料金

別表４　特定療養費に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金
別表５　形成外科・美容外科領域の諸料金

沿革

東京大学医学部附属病院諸料金規程

体系情報
□第７編　経理及び諸料金

沿革情報

◆昭和５０年０５月０１日　制定
◇昭和５１年０５月２５日
◇昭和５１年０９月１３日
◇昭和５３年０６月０６日
◇昭和５７年１０月０１日
◇平成０１年０４月０１日
◇平成０１年０９月１４日
◇平成０３年０１月０１日
◇平成０３年０８月０１日
◇平成０３年１０月３１日
◇平成０３年１１月２５日
◇平成０３年１２月２４日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０４年０８月２０日
◇平成０６年０６月０１日
◇平成０７年０８月０２日
◇平成０８年０７月０１日
◇平成０８年０７月３０日
◇平成０８年１２月２６日
◇平成０９年０１月２０日
◇平成０９年０５月１９日
◇平成０９年０９月１０日
◇平成１０年０６月０１日
◇平成１２年０３月２３日
◇平成１２年０５月０１日
◇平成１２年０６月０１日
◇平成１２年１２月０１日
◇平成１３年０１月０１日
◇平成１３年０２月０１日
◇平成１３年０９月２２日
◇平成１４年０１月３１日

◇平成１４年０２月２８日
◇平成１４年０３月２６日
◇平成１４年１２月０２日
◇平成１５年０７月２８日
◇平成１６年０２月１９日
◇平成１６年０４月０１日
◇平成１６年０８月０１日
◇平成１６年０９月０１日
◇平成１６年１２月０１日
◇平成１７年０２月０１日
◇平成１７年０３月０１日
◇平成１７年０４月０１日
◇平成１７年０５月０１日
◇平成１７年０９月０１日
◇平成１７年１０月０１日
◇平成１７年１１月０１日
◇平成１７年１２月０１日
◇平成１８年０１月０１日
◇平成１８年０３月０１日
◇平成１８年０４月０１日
◇平成１８年０５月０１日
◇平成１８年０６月０１日
◇平成１８年０７月０１日
◇平成１８年０９月０１日
◇平成１８年１０月０１日
◇平成１８年１０月０４日
◇平成１８年１１月０１日
◇平成１８年１２月０１日
◇平成１９年０１月０１日
◇平成１９年０５月０１日
◇平成１９年０６月０１日
◇平成１９年０７月０１日
◇平成２０年０１月０１日
◇平成２０年０２月０１日
◇平成２０年０４月０１日
◇平成２０年０４月０１日
◇平成２０年０５月０１日
◇平成２０年０５月２０日
◇平成２０年０６月０１日
◇平成２０年０７月０１日

◇平成２１年０１月０１日
◇平成２１年０１月１９日
◇平成２１年０４月０１日
◇平成２１年０５月０１日
◇平成２１年０６月０１日
◇平成２１年０７月０１日
◇平成２１年０８月０１日
◇平成２１年０９月０１日
◇平成２１年１０月２６日
◇平成２１年１１月０１日
◇平成２１年１２月０１日
◇平成２２年０２月１６日
◇平成２２年０３月１６日
◇平成２２年０４月０１日
◇平成２２年０４月０１日
◇平成２２年０６月０１日
◇平成２２年０６月０１日
◇平成２２年０７月０１日
◇平成２２年１０月０１日
◇平成２２年１１月０４日
◇平成２３年０２月０１日
◇平成２３年０４月０１日
◇平成２３年０７月０１日
◇平成２３年０８月０１日
◇平成２３年０８月０９日
◇平成２３年０９月０１日
◇平成２３年１０月０１日
◇平成２３年１０月０３日
◇平成２３年１０月２５日
◇平成２３年１２月１６日
◇平成２４年０４月０１日
◇平成２４年０４月０９日
◇平成２４年０４月２３日
◇平成２４年０６月０１日
◇平成２４年０９月０１日
◇平成２４年１０月０９日
◇平成２４年１１月０１日
◇平成２４年１１月１２日
◇平成２５年０１月１５日
◇平成２５年０２月２７日

◇平成２５年０５月２８日
◇平成２５年０７月０２日
◇平成２５年０７月１６日
◇平成２５年０７月２３日
◇平成２５年１０月０１日
◇平成２５年１１月１２日
◇平成２６年０１月２７日
◇平成２６年０３月２０日
◇平成２６年０７月２２日
◇平成２６年０８月０１日
◇平成２６年０９月０１日
◇平成２６年０９月０９日
◇平成２６年１０月０１日
◇平成２６年１１月２５日
◇平成２７年０３月０３日
◇平成２７年０３月３１日
◇平成２７年０５月１２日
◇平成２７年０７月０７日
◇平成２７年０８月０１日
◇平成２７年０９月０１日
◇平成２７年１０月０１日
◇平成２７年１０月２０日
◇平成２７年１１月０２日
◇平成２８年０１月０１日
◇平成２８年０２月０１日
◇平成２８年０３月０１日
◇平成２８年０４月０１日
◇平成２８年０８月０１日
◇平成２８年０９月２６日
◇平成２８年１０月０１日
◇平成２８年１０月１４日
◇平成２８年１０月１８日
◇平成２８年１１月２９日
◇平成２９年０２月２８日
◇平成２９年０４月０４日
◇平成２９年０５月０１日
◇平成２９年０６月０１日
◇平成２９年０６月０１日
◇平成２９年０７月０４日
◇平成２９年０７月２５日

◇平成２９年０８月０８日
◇平成２９年０９月０１日
◇平成２９年１０月１０日
◇平成２９年１１月１０日
◇平成２９年１２月０１日
◇平成２９年１２月２６日
◇平成３０年０３月０６日
◇平成３０年０４月０３日
◇平成３０年０５月１５日
◇平成３０年０６月０８日
◇平成３０年０６月１４日
◇平成３０年０７月３１日
◇平成３０年１０月１６日
◇平成３０年１０月３０日
◇平成３１年０１月０８日
◇平成３１年０１月２１日
◇平成３１年０１月２９日
◇平成３１年０３月０５日
◇平成３１年０４月０２日
◇令和　元年０９月０３日
◇令和　元年０９月２４日
◇令和　元年１０月２９日
◇令和０２年０１月１４日
◇令和０２年０１月２１日
◇令和０２年０２月１２日
◇令和０２年０３月２４日
◇令和０２年０４月１０日
◇令和０２年０５月１２日
◇令和０２年０６月０１日
◇令和０２年０６月０３日
◇令和０２年０６月１０日
◇令和０２年０７月０１日
◇令和０２年０７月１６日
◇令和０２年０８月０１日
◇令和０２年０８月０４日
◇令和０２年０８月２１日
◇令和０２年０９月１６日
◇令和０２年１０月０１日
◇令和０３年０２月０１日
◇令和０３年０４月０１日

◇令和０３年０５月１１日
◇令和０３年０６月０１日
◇令和０３年０６月０８日
◇令和０３年０７月１４日
◇令和０３年０７月２０日
◇令和０３年１０月１２日
◇令和０３年１１月０９日
◇令和０３年１１月１６日
◇令和０３年１２月０７日
◇令和０３年１２月２１日
◇令和０４年０４月２６日
◇令和０４年０６月０７日
◇令和０４年０７月０１日
◇令和０４年０７月０５日
◇令和０４年０７月２６日
◇令和０４年０９月２９日
◇令和０４年１０月１８日
◇令和０４年１２月０６日
◇令和０４年１２月２０日
◇令和０５年０１月１０日
◇令和０５年０２月２８日
◇令和０５年０６月０６日
◇令和０５年０６月１３日
◇令和０５年０８月０８日
◇令和０５年０９月０１日
◇令和０５年１１月０１日
◇令和０５年１１月２１日
◇令和０５年１２月１９日
◇令和０５年１２月２６日
◇令和０６年０３月０５日
◇令和０６年０３月１２日
◇令和０６年０３月１９日
◇令和０６年０４月１６日